

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第4回）の実施結果について

1 協議テーマ

「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた『総合的な防火防災診断』の在り方」について

2 開催日時

平成30年7月27日（金） 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

港区東新橋二丁目13番7号
東京消防庁 芝消防署 4階会議室

4 議事概要等

- (1) 第14期東京都住宅防火対策推進協議会経過報告、平成30年度の方向性について
(資料1-1、1-2)
- (2) 総合的な防火防災診断の試行について
(資料2-1、2-2、2-3)
- (3) 平成30年度スケジュール（案）について
(資料3)

ア 会議資料は別添え1のとおり

イ 議事録については別添え2のとおり

平成30年7月27日
於：芝消防署会議室

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第4回）次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 第14期東京都住宅防火対策推進協議会経過報告、平成30年度の方向性について
(資料1-1、1-2)

(2) 総合的な防火防災診断の試行について
(資料2-1、2-2、2-3)

(3) 平成30年度スケジュール（案）について
(資料3)

(4) その他

4 閉 会

第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

| | 氏名 | 職名等 |
|----|-----------|--|
| 委員 | 安 齋 高 | 武蔵村山市 健康福祉部高齢福祉課長 |
| 委員 | 伊 東 貴 志 | 足立区 福祉部高齢福祉課長 |
| 委員 | 衛 藤 和 夫 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー |
| 委員 | 金 子 健 一 | 一般社団法人日本電機工業会 家電部担当次長 |
| 委員 | 川 井 誉 久 | 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会地域福祉部長 |
| 委員 | 川 島 俊 二 | 台東区 総務部危機・災害対策課長 |
| 委員 | 城 所 学 | 多摩市 総務部防災安全課長 |
| 委員 | 三 本 木 初 榮 | 立川女性防火の会 会長 |
| 委員 | 塩 川 隆 史 | NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事 |
| 委員 | 下 川 明 美 | 東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長 |
| 委員 | 鈴 木 孝 雄 | 東京都町会連合会 会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長) |
| 委員 | 花 澤 清 史 | 東京ガス株式会社 お客さま保安部機器保安グループ リーダー |
| 委員 | 飛 田 和 俊 明 | 渋谷区 危機管理対策部防災課長 |
| 会長 | 平 田 京 子 | 日本女子大学 家政学部住居学科教授 |
| 委員 | 廣 井 悠 | 東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻准教授 |
| 委員 | 牧 野 史 子 | NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長 |
| 委員 | 松 尾 光 恵 | 東京都民生児童委員連合会 常任協議員 |
| 委員 | 松 丸 晃 | 東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット総務・法務室防災グループマネージャー部長 |
| 委員 | 八 木 良 次 | 東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課長 |
| 委員 | 山 崎 登 | 国土舘大学 防災・救急救助総合研究所教授 (元NHK解説委員) |
| 委員 | 藁 谷 賢 代 | 大田区地域包括支援センター糶谷 所長 |
| 委員 | 鈴 木 浩 永 | 東京消防庁 防災部長 |
| 委員 | 岡 本 透 | 東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長 |

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第4回）席次表

平成30年7月27日（金）
東京消防庁芝消防署（4階会議室）

山崎委員
（国土館大学 防災・救急救助
総合研究所教授）

廣井委員
（東京大学大学院工学系研究科都市工学
専攻准教授）

平田委員
（日本女子大学家政学部住居学科教授）

鈴木委員
（東京都町会連合会 会長）

| | | |
|---|---------|---|
| | ○ ○ ○ ○ | |
| 三本木委員 （立川女性防火の会会長） | ○ | 塩川委員 （東京都介護支援専門員研究協議会理事） |
| 松尾委員 （東京都民生児童委員連合会 常任協議員） | ○ | 牧野委員 （介護者サポートネットワーク センター・アラジン 理事長） |
| 藁谷委員 （大田区地域包括支援センター 糞谷 所長） | ○ | 谷委員 （日本ガス石油機器工業会消費者 関連グループ マネージャー） |
| 伊東委員 （足立区 高齢福祉課長） | ○ | 金子委員 （日本電機工業会 電部担当次長兼技術課長） |
| 安齋委員 （武蔵村山市 高齢福祉課長） | ○ | 花澤委員 （東京ガス㈱お客様保安部機器 保安グループリーダー） |
| 川島委員 （台東区 危機・災害対策課長） | ○ | 鈴木委員 （東京消防庁 防災部長） |
| 城所委員 （多摩市 防災安全課長） | ○ | 岡本委員 （東京消防庁 参事兼防災安全課長） |

○ ○ ○ ○

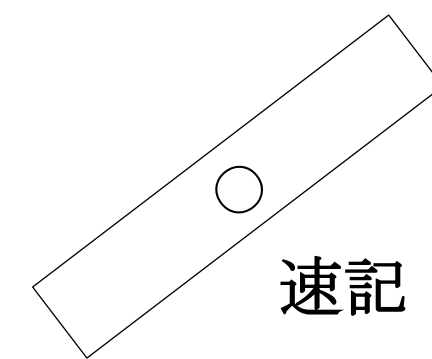
事務局

（東京消防庁防災部副参事）

（東京消防庁防災安全課防災福祉係長）

（東京消防庁防災安全課生活安全担当係長）

（東京消防庁防災安全課生活安全担当主任）



速記

○ ○ ○ ○

傍聴席

第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会経過報告

協議テーマ

住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について（協議期間：平成29年度～平成30年度（各年度3回、計6回開催予定定））

平成29年度協議経過等

課題

防火防災診断を真に必要とする世帯を的確に選定するとともに、診断方法、関係機関等との連携方法等を見直し、住宅火災による死者の低減に結びつく効果的な実施方策について検討する必要がある。

検討

現状の実態を把握するためアンケート調査を実施し、より詳細な現場の検討課題を整理する。

アンケート調査

各消防署の総合的な防火防災診断を担当する職員及び区市町村の避難行動要支援者名簿所管部署に対しアンケート調査を実施した。

| | 総合的な防火防災診断に関するアンケート概要（消防署） | 避難行動要支援者名簿に関するアンケート概要（区市町村） |
|----|--|--|
| 内容 | 関係機関との連携内容や、診断実施対象者の判定方法、診断時間や項目に関する22項目のアンケートを実施 | 避難行動要支援者名簿の整備状況や、活用範囲に関する13項目のアンケートを実施 |
| 結果 | <p>現行の診断方法や、関係機関との連携方法で効果的な診断を行っている所属がある一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に診断を必要とする対象者の選定が困難である。 ・診断時間が長く対象者や関係機関の負担になっている。 ・対象者や、関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なっている。 <p>ことなどが課題として挙げられた。</p> | <p>名簿作成済の区市町村は約9割であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時において、それらの区市町村全てが名簿活用できる訳ではない。 <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な防火防災診断へ名簿を活用できると明確に回答を得たのは更に少なく、目的外使用と考える区市町村が多い。 |

アンケート結果等を踏まえ課題を整理し解決策について検討を行う

課題の整理

- 1 真に診断を必要とする対象者の選定方法や総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりを検討する必要がある
- 2 避難行動要支援者名簿等の活用方策について検討する必要がある
- 3 防火防災診断の事業内容及び周知方法（親しみやすい名称等）を検討する必要がある

平成30年度の方向性

課題

- ① 真に診断を必要とする対象者の選定方法や総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりを検討
- ② 避難行動要支援者名簿等の活用方策について検討
- ③ 防火防災診断の事業内容及び周知方法（親しみやすい名称等）を検討

方針

課題解決に向け新たな方向や視点からの手法等を取り入れ、消防署での試行や区市町村へのヒアリングを行い、実施結果を踏まえ協議を行う。

試行

- 真に診断を必要とする対象者の選定方法や、総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりの検討

試行1 真に診断を必要とする対象者の例示と選定方法を示し、診断に活用。

試行2 新たな申し込み方式の検討

- ① 地域の高齢者等が集まるイベント会場にて診断希望を受け付ける。
- ② 後日診断の申込みが出来るよう、診断希望調査票等を配布する。

試行3 福祉関係機関が行う見守り活動等の時間に合わせた診断を実施する。

※ 試行1～3について、診断項目については対象者の要望に合わせて実施

- 避難行動要支援者名簿の活用方策について検討

試行4 避難行動要支援者名簿を活用し、診断希望調査票等のポスティングを実施

- 防火防災診断の事業内容及び周知方法を検討

試行5 イベント会場やポスティングによる広報の実施

- ① 試行2と併せ、地域のイベント会場等における広報の実施
- ② 試行4と併せ、ポスティングによるリーフレット、アンケート等の配布

診断実施後は、対象者へのヒアリング（満足度調査）を実施する。



各試行を、3つのパターン（資料2-1～2-3）に分け、各々2～3署程度の消防署において実施する。

第14期東京都住宅防火対策推進協議会 総合的な防火防災診断の試行について

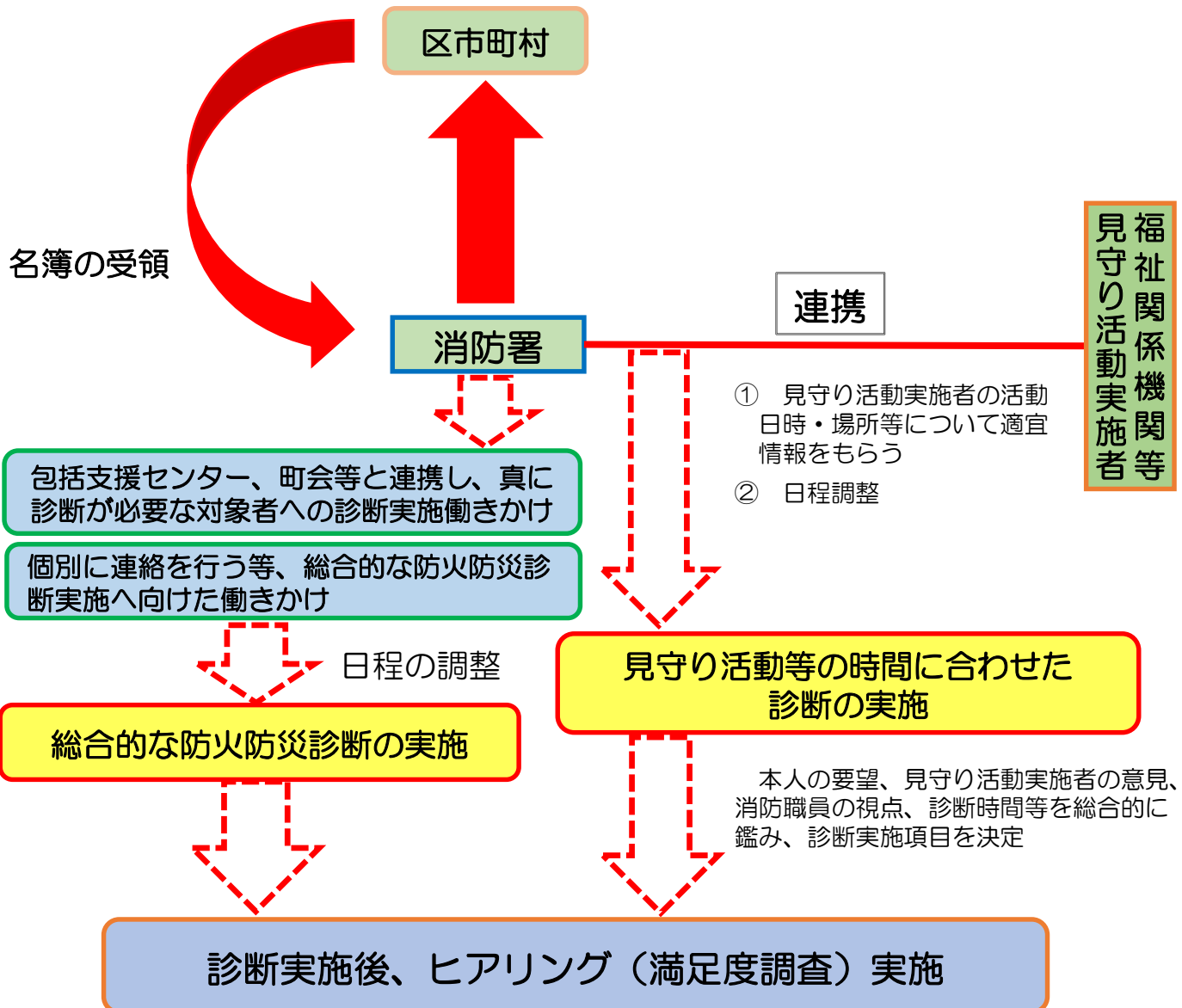
試行1、試行3取組案

(試行1)

真に診断を必要とする対象者の例示と選定方法を示し、診断に活用

(試行3)

福祉関係機関が行う見守り活動等の時間に合わせた診断を実施する



※ 試行については2署程度を予定

試行2、試行5-①取組案

(試行2)

新たな申し込み方法の検討

- ① 地域の高齢者等が集まるイベント会場にて、診断希望を受け付ける
- ② 後日診断の申し込みが出来るよう、診断希望調査票等を配布する

(試行5)

イベント会場やポスティングによる広報の実施

- ① 地域のイベント会場等における広報の実施

消防署担当者

地域の高齢者等が集まるイベント会場・防災訓練会場等へ出向

イベント会場等

総合的な防火防災診断の業務内容の周知

現地にて申し込み受付

可能な限り
その場で日程を調整

診断希望調査票等の配布

料金受取人払いはがき等

はがきによる申し込み

日程の調整

日程等を調整の上、総合的な防火防災診断の実施

診断実施後、ヒアリング（満足度調査）実施

※ 試行については2署程度を予定

試行4、試行5-②取組案

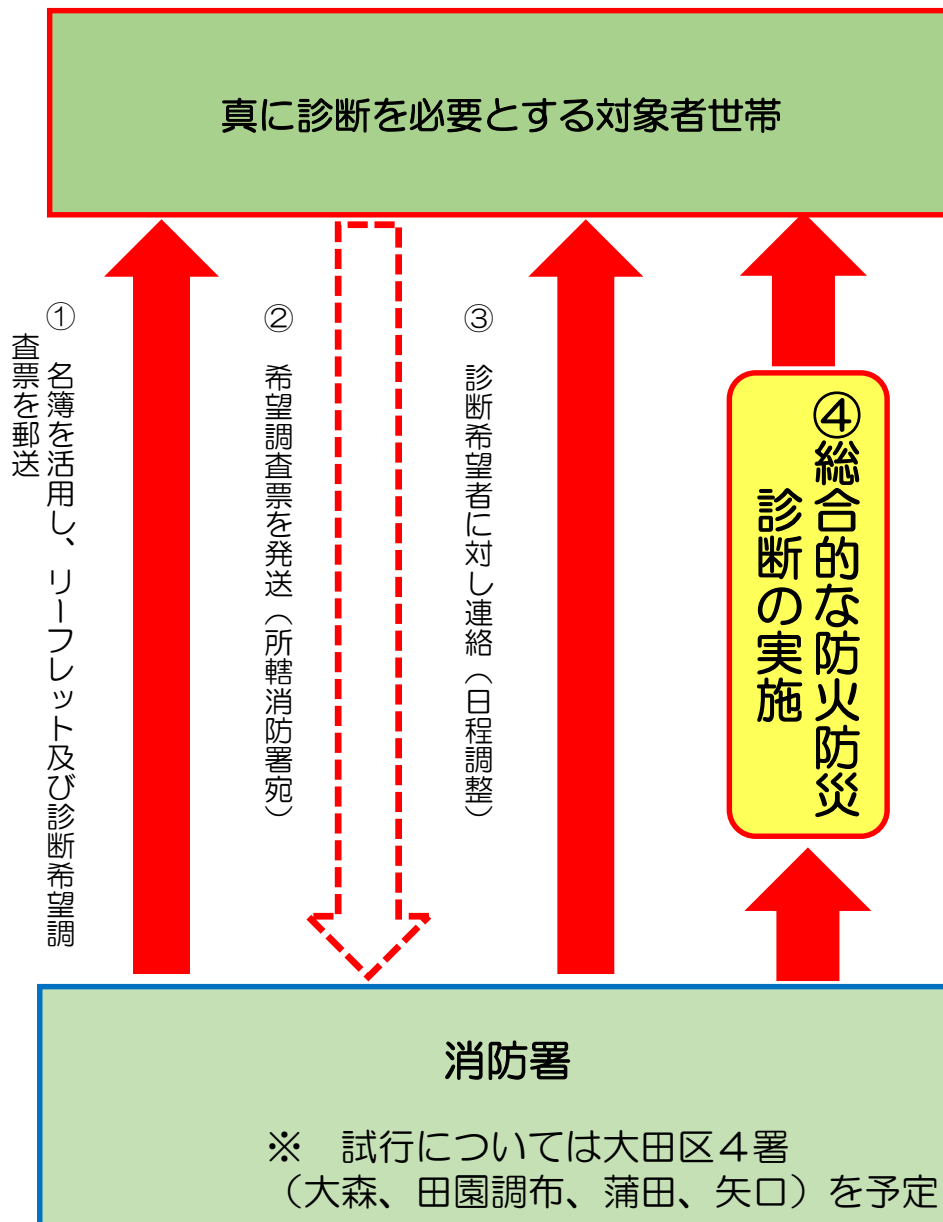
(試行4)

避難行動要支援者名簿を活用し、診断希望調査票等のポスティングを実施

(試行5)

イベント会場やポスティングによる広報の実施

②ポスティングによるリーフレット、アンケート等の配布



平成30年度スケジュール（案）

| | 試行 | 平成30年度（第4～6回） 東京都住宅防火推進協議会 | 報告書まとめ |
|--------------|----|-------------------------------|--------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 4月 (31年度) | | | |

調整・準備

資料作成・準備

試行内容、方法等について

第4回

試行期間（火災予防運動・防災週間を含む概ね5か月）

報告書（案）の内容について

資料作成・準備

報告書概要（案）作成

はがきの返信等があったものについては、試行期間後も随時実施

資料作成・準備

報告書（案）作成

最終まとめ

第5回

資料作成・準備

第6回

第5回協議会協議事項（案）

試行結果を踏まえ、次の事項について協議を行う。

● 総合的な防火防災診断の実施方法について

- 1 イベント会場における手上げ（申し込み）等新たな申し込み受け付け方法による診断の申し込み状況と、更なる件数向上に向けた方策
- 2 インターネット等を活用した、更に新たな診断実施、申し込み方法の検討
- 3 区市町村、福祉関係機関等と連携した診断の有効性と、福祉関係機関の負担を考慮した、より効果的な連携方法
- 4 満足度調査を受け、より対象者のニーズに合わせた診断方法の検討
- 5 真に診断を必要とする対象者の選定方法の適否について

● 避難行動要支援者名簿等の活用方策について

避難行動要支援者名簿及び活用可能な情報等の利用に向けた、今後の関係機関への働きかけ

● 総合的な防火防災診断の周知方法

各種イベントやポスティングによる広報効果を踏まえ、より幅広く周知するための広報要領等を検討

【事務局】

では定刻となりましたので、ただいまより第14期東京都住宅防火対策推進協議会の第4回協議会を始めさせていただきます。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料をごらんください。

まず1枚目、次第となります。

裏面となります。配付資料の1枚目「第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿」。

1枚おめくりいただきまして、座席表。

1枚おめくりいただきまして、資料1-1「第14期東京都住宅防火対策推進協議会経過報告」。

1枚おめくりいただきまして、資料1-2「平成30年度の方向性」。

1枚おめくりいただきまして、資料2-1「第14期東京都住宅防火対策推進協議会総合的な防火防災診断の試行について」。

1枚おめくりいただきまして、資料2-2。

1枚おめくりいただきまして、資料2-3。

最後となりますが、1枚おめくりいただきまして、資料3「平成30年度スケジュール(案)」となります。

なお2枚目となりますが「第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿」事務局の誤りがありまして、東京ガスの花澤委員の職名が変わってございますので、ご紹介したいと思います。「東京ガス株式会社 設備保安部 設備保安グループ副部長」となります。訂正させていただきます。

万一会議中に資料の乱丁・落丁がありましたら、係員にお知らせください。

会議に先立ちまして、ご参加いただいております委員の変更がございますので、ご紹介させていただきますと存じます。

一般社団法人日本ガス石油機器工業会の衛藤委員にかわりまして、一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー谷茂樹委員です。

【谷委員】

日本ガス石油機器工業会の谷です。よろしく申し上げます。

【事務局】

続きまして、東久留米市福祉保健部、傳委員にかわりまして、武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課長の安齋高委員でございます。

【安齋委員】

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課長の安齋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、開会に際し平田会長からご挨拶をいただきたいと思います。

平田会長、お願いいたします。

【平田会長】

皆様、おはようございます。ご無沙汰しておりましたが、またこの協議会が始まりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

私ごとですが、西日本豪雨のときに親戚が被災地というか、水に取り囲まれてもう逃げられないというのを経験したのですが、皆様もあしたあさっては台風が来るようですので、ぜひご注意ください、万全の準備をしていただきたいと思います。

とりあえずまずはきょうの審議から、今年度また同じテーマで、そして一歩進んで審議が始まりますので、皆様のたくさんの意見を頂戴したいので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

平田会長、ありがとうございました。

なお本日は、東京都社会福祉協議会の川井委員、東京都福祉保健局の下川委員、渋谷区危機管理対策部の飛田和委員、多摩市防災安全課の城所委員、東京電力ホールディングス株式会社の松丸委員におかれましては、所用により欠席とのご連絡がございました。

なお現在3名の委員、塩川委員、牧野委員、藁谷委員はこちらに向かっているとの連絡を受けております。

また、本協議会の内容は第14期東京都住宅防火対策協議会運営要綱第4条に定められたとおり、今後原則公開とさせていただきます、本日の会議結果につきましても後日ホームページで公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、会議次第に基づきまして会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、平田会長にお願いいたします。

【平田会長】

最初に質問なのですが、ご説明はマイクを使ってやっていただくけれども、皆さんの質問はマイクなしでやりますか。あちらのマイクを使いますか。

【事務局】

基本的にマイクを使わせていただきたいと思います。

【平田会長】

では、皆様マイクでお願いいたします。

それでは初めに、第14期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめと平成30年度の方針性について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料1、第14期東京都住宅防火対策推進協議会の経過報告と平成30年度の方針性について、ご説明させていただきます。

初めに、資料1-1をごらんください。こちらにつきましては第14期東京都住宅防火対策推進協議会の経過報告となっております、昨年度3回実施させていただきました協議

会の経過、おさらいという形になります。

第14期の協議会開催に当たっては、総合的な防火防災診断を真に必要とする世帯の選定要領とか診断方法、関係機関との連携方法等について、より効果的な方法を検討すべく開始したものでございます。

昨年度につきましては、それらの課題を検討すべく各消防署及び各区市町村に対しましてアンケート調査を実施いたしまして、消防署が現場で抱える課題並びに区市町村の、主に避難行動要支援者名簿の活用等に係る課題を抽出、整理させていただきました。

アンケートをとりました結果を踏まえて、そこで得られた課題については下段に記載させていただきましたとおり、真に診断を必要とする対象者の選定方法とか、総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりを検討する必要があるということ。

また2番目としまして、避難行動要支援者名簿等の活用方策について検討する必要があるということ。

3番目につきましては、防火防災診断の事業内容及び周知方法、親しみやすい名称等について検討する必要があるというものでした。

それらの課題を踏まえまして、今年度の方向性を示したものが、1枚おめくりいただきまして、資料1-2になります。資料1-2をごらんいただきますようお願いいたします。

上段に記載させていただきました課題につきましては、先ほどの資料1-1の下段のものになるのですが、それらの課題解決に向けまして、新たな方向や視点からの手法等を取り入れて、試行実施させていただくことを考えております。また、区市町村へのヒアリングにつきましても継続して行いまして、それらの結果を踏まえて今後協議を行わせていただく予定を考えております。

それぞれの課題に対する試行内容としまして、詳細の進め方につきましては次の資料2以降になってくるのですが、最初の項目に掲げさせていただいております真に診断を必要とする対象者の選定方法や総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりの検討としまして、試行1「真に診断を必要とする対象者の例示と選定方法を示し、診断に活用」と記載しておりますけれども、これにつきましては昨年度の協議内容にも出てきたのですが、例えば高齢者の世帯とかひとり暮らしの世帯、あとは築年数が古い家とか、住宅火災による死者発生要件の傾向とか、そういったものを今後行わせていただきます試行署管内、試行署が決定しましたらその試行署の管内において、過去10年程度の死者発生場所とか時期、あとはそういった傾向を示すとともに、死者発生場所等を時期と原因とをあわせて地図上にプロットするなどして、1つの資料として診断実施に活用するというを考えております。

次に試行2「新たな申し込み方法の検討」ということを記載させていただいておりますけれども、これまでは各お宅に連絡をとっていただいて診断を実施しようという流れだったのですが、例えば各お宅に連絡をとってということではなく、消防職員が地域のイベントとか防災訓練などに直接赴きまして、そこに参加している都民の方に対してその場で総

合的な防火防災診断の希望を募って、その場で受付を行うというものが①になります。

また②につきましては、いろいろご家庭のご都合等もあると思いますので、例えばイベント会場などで「どうですか」と言っても、すぐに「やります」と言うことができない方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対して後日総合的な防火防災診断の申し込みができるよう、例えば返信用のはがき等をその場でお配りして、改めて郵送してもらって日程等を調整させていただくという方法を実施することを考えております。

次に試行3につきましては、これまでは福祉関係機関等、協力していただいている機関に対しまして、基本的に今までは消防署で総合的な防火防災診断を行うので一緒に来てくださいという流れが主流であったのですが、総合的な防火防災診断につきましては1件当たり平均30分程度の時間をかけて行っておりますので、ついてきてくださいというスタンスですと、実際に来てもらう方に大きな負担になっているという現状がありました。

そういったことも踏まえましてこの試行の3につきましては、逆にそういった福祉関係機関の方と緊密に連絡をとり合って、そういった方が見守り活動に行くときに消防職員がついて行く。

例えば見守り活動を10分程度行いますというのであれば、あらかじめおおむねの時間をすり合わせておいて総合的な防火防災診断、火災、震災、日常生活に係る点を点検させていただくのですが、それらを1点もしくは2点に絞った部分的な診断を実施して、時間に合わせまして、全てではなく一部の診断を行わせていただいて、見守り活動が終了するまでには消防職員も診断を終わらせる。あくまでも、見守り活動の時間をベースにした診断という方法を行いたいと考えております。

次に掲げました項目としまして「避難行動要支援者名簿の活用方策について検討」という項目がございます。こちらにつきましては試行4に記載させていただいておりますように避難行動要支援者名簿を活用しまして、診断希望調査票等のポスティング・郵送等を実施いたしまして、返送していただいた診断希望者に対しまして診断を実施することを考えております。

最後に掲げさせていただいております課題としまして「防火防災診断の事業内容及び周知方法を検討」と記載させていただいておりますが、これは例えば試行2で記載させていただいております、イベント会場における広報・周知の促進とか、試行4で行いますポスティングの資料の中に総合的な防火防災診断を初めリーフレット等を同封しまして、事業に対しての周知を図っていくということを考えております。

最後になりましたけれども、次回以降の協議会の中でそれらの効果を検証するために、診断を受けていただいた方には満足度調査というものを実施させていただく予定です。満足度調査の調査項目の詳細につきましては、現在事務局において検討中でございます。

また、これらの試行を全ての消防署で全て同時に実施するという事は非常に難しい部分がありますので、今回の施行につきましては試行1から5を幾つかのパターンに編成しまして、それぞれ幾つかの消防署において実施するという事を考えております。

資料1の説明につきましては以上となります。

【平田会長】

ありがとうございました。

この資料をごらんいただきますと、昨年の委員の方は覚えていらっしゃるでしょうか。名簿の件ではかなり八方ふさがりで、大変な状態でご苦勞をお察しするということでも終わったのですが、ことしのご提案はすごく前向きになっていまして、試行を5つのパターンでやってみるといった積極的なご提案です。

こちらの特徴は各消防署おのおの2～3署程度ですが、そちらが住民の方と対話を進めることで、顔の見える消防署になるよう活動するプランが5つあらわれています。また対話を通して、住民の方と火事が起こる前から話をしておくという一連の活動が具体的に動き出そうとしていますので、次回は結果のご審議をいただくのですけれども、今回は計画の前に当たって、ぜひご意見を賜りたいと思います。

それでは皆様のご質問・ご意見、お願いいたします。

【廣井委員】

東京大学の廣井と申します。

ちょっとわからないのが、資料1-1の真ん中の部分で、昨年度幾つか細かいアンケートを精力的に分析していただいて5つの課題が出てきたと思うのですが、左側の課題は多分「真に診断を必要とする対象者の選定が困難である」という、新しい顧客をどう獲得するかという話だと思うのですが、それは次のページの試行の1の2ですよね。

それからその次の「診断時間が長く対象者や関係機関の負担になっている」これはプログラム自体の改善という話だと思うのですが、それは対応としては次のページの試行3に当たるのですか。

それから「対象者や、関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なっている」これが多分試行5で対応されていると思うのですが、1つは左側はともかくとして、右側の名簿の話、前回もかなり議論がありましたが、その部分が施行にどう反映されているのかというのがわからないので教えていただきたい。

それから左側一番下の課題の「関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なっている」とありますが、試行の5を見ると、どちらかというに対象者に対して防火防災診断の意義とか、そういうものを説明することになっていいますが、関係機関の中でそういう意義、あるいは重要性みたいなものを共有するような反映はどこでされているのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

【事務局】 ただいまの質問ですが、まず1点目につきましては、名簿のところでございますが、こちらのほうはもちろん前回第2回目、第3回目と議論されました。名簿がなかなか活用できないというところが大きな問題点でございますが、今回の試行につきましては、試行4で、まず名簿を活用できるところにつきましてポスティング事業等をやっていこうと。こちらは、あくまで使えるところ。

もう片方、使えないところはどうかということにつきましては、やはり壁がなかなか厚いということもありますので、こういう手法を通じて、まず試行4でいい結果が出てくるという予想を立てておまして、こちらの避難行動要支援者名簿を活用すると結構有効に使えるのではないかといい結果をもとに、今後こちらから消防署等を交えながら各区市町村にこういう結果が出たので、ぜひとも避難行動要支援者名簿を積極的に活用できるように、こちらから働きかけていくという形をとらせていただければと考えてございます。

【廣井委員】

名簿を活用して、防火防災診断ができましたといういい結果が出たから、ではうちも活用しようということにはならないと思うのですが、そのあたりはどうか。

川島委員にマイクをお渡しした方がよさそうですね。

【川島委員】

法的にこちらでは活用できないので、いい結果が出たとか出ないとかそういったことではなく、こちらは難しいです。

どうしてかということ、提供ができる条件では、通常の見守りでは利用者の方から名簿の登録をしていただいて、その内容ではできるのですが、それ以外に使うのは、私の区の判断ではそれはもう違うので、それを拡大解釈していい結果が出たからということではなく、それをもしやるのでしたら区が考え方を改めて、今何千人という方にこういったことがあるので、そういった形で名簿を提供してもいいですかということをもう1回とってからになるので、要は今までの制度を変えるということになる。

ですから、前のオーケーが出た自治体というのがどういった解釈をしたのかわからないのですが、それではないので、今回出ているいろいろな地域のイベントとか見守りというところをやっているの、そういったところはどうかということこの前ご意見を伺っていただいたのですが、今の消防庁のお考えで結果、やることはいいことだと思っています。それも必要だとは思いますが、今の回答、法的なことと言うと、これについては多分多くの自治体から難しいというお答えが出ていると思うので、結果が云々ではないと思います。

【事務局】

私は前はこちらの席で事務局をやっておまして、係が変わりまして今回は福祉係で引き続き携わっております。

今の委員のお話は私も去年伺っておまして、その辺の難しさというものを、またアンケートも私のときにさせていただいたので非常にわかっております。

今の事務局の説明につきましても、おっしゃったとおりで名簿を使うのは難しい。では、名簿以外にいろいろな地域の方を巻き込んだりとか、ほかの区市の担当部署の皆様のご協力を得て、ほかの方法でも進められることを考えていきたいと思いますというので今回の試行が出てきたのが1つだと思います。

転じて名簿の活用というのは、今おっしゃったとおり使える区、使えない区というのがある程度はつきりしてございます。中にはグレーなところもあるのですが。今回試行4をやらせていただくのは、名簿を活用できる区を選んでやらせていただいております。

その結果、願わくばいい結果が出てほしいということを踏まえまして、結果があるからやると言っても、区市は法令やその下の条例でしっかり決まっているのでできないというのは私たちも重々承知でございますので、それを無理に変えてくれというのは正直難しいと思っています。

ただ一方で、こういう活用方策も1つの方法としてあります。もし検討する機会があれば、私たちも情報提供をさせていただいて、なかなか難しい点はあると思いますが、条例とかの見直しがあればそういったときに、例えば区の会議の中で消防署から情報発信させていただくとか、そういった面では情報発信はさせていただきたいと考えております。

ただ、現在の状況ですぐに名簿を使ってくれというような無理を言うつもりは私たちもございませんので、そこは共通認識として持っております。

【廣井委員】

むしろ試行5のところ、対象者に意義を説明するのではなく、もうちょっと丁寧に関係機関の方々に、防火防災診断の意義とか有効性とか、そういったものをきちんとしたデータを、多分データは試行1で大分整理されると思うので、データの裏づけとともに丁寧に説明することが非常に重要だと思うので、対象者に対してこれがいいですよだけではなく、推進する側も防火防災診断の意義とかをきちんと説明する。そんな感じの試行プログラムをしていただくといいと思います。

【平田会長】

廣井先生の、最初の2つ目の質問にお答えいただけていないと思います。関係機関でどうするのかと。

【事務局】

廣井委員がおっしゃったとおり、我々事務局としましても関係機関との連携というのは非常に重要なものと認識してございますので、いろいろとパターンがあるとは思いますが、このときに関係機関と連携を密にして、もちろんこういった総合的な防火防災診断というものの重要性、必要性というものを切に訴えながら、一緒にやっていきたいと思いますという連携方策を考えてはございます。

【廣井委員】

ついでに関連してもう1ついいですか。

ぜひお願いしたいのが、試行1で、ある程度最初に対象の署を選んで、データ分析するとお聞きしたのですが、むしろこれは全署でやってほしいぐらいの作業で、全署で死者の発生の場所とか傾向みたいなものをきちんと統計に基づいたデータをつくって、その上で多分署を判断する、サンプリングをどうするかということを考えるほうがよいと思うのです。

そのデータは多分後から使いますし、先ほど申し上げたように関係機関の方々に対する

説明の説得の資料にも多分なると思いますので、試行1のところをもう少しボリュームをふやしていただくということは可能でしょうか。どこまで分析するのかにもよるのですが、区によって随分違うので最初のサンプリングの部分で偏ったものばかり出してしまうと、プログラム全体がサンプリングしたところに偏った、バイアスのかかったものになってしまうので、試行1は全体でやったほうが良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

今の廣井委員の内容を、もう一度事務局でも検討させていただきたいと存じます。

【平田会長】

私からもよろしいでしょうか。

廣井委員がおっしゃるところは確かにそのとおりののですが、実際に診断結果のデータをお借りしてうちで分析したのです。そうすると傾向がなかなか読み取れない。ものすごく丁寧に見て、属性ごとに分割して詳しく見ていかないと難しいので、今は多分広げても傾向が明確には出てこないような気はいたします。

ですが、消防庁で何か見出しているのなら、それはもちろんおとめすることはないのですけれども、一旦見た者としては、それほど傾向があらわれていないという感じでした。

ほかにもいかがでしょうか。

【山崎委員】

山崎と申します。最近の住宅火災のデータを見ていても、高齢化社会に絞り込んで住宅火災の対策をやっていくというのはとても大切なことだと思いますので、この診断をこれからも積極的に進めていただきたいと思いますし、いろいろな取り組みがあって進むかなと思っているのですが、とりわけ福祉関係の機関が行う見守り活動と一緒にやるというのは、今までのデータややり方を見ていると、とても効果があるのではないかと思います。

ただ、消防職員がやっているということになってくるとマンパワーが足りないですね。対象者の多さとかをいろいろ考えると、何回目かの会議のときに、地域の事情に詳しい消防団にノウハウを覚えてもらって、例えば消防職員が行けないときには地域の活動で消防団が予防活動をしたり、地域で防災訓練をやったりするときに出かけていってもらってやっもらうという取り組みも考えられるのではないかという話があったと思うのですが、福祉関係のところとの協力というのは出ていますけれども、消防団については今のところ検討はされていないのでしょうか。

【事務局】

現状におきましては、消防団は特に考えてございません。あくまでも消防署、あと関係機関の方々ということで考えてございます。

【山崎委員】

それは何か理由があるのですか。消防団の皆さんに、この診断の意義とかノウハウを覚えてもらって、消防団の皆さんにもこの活動に協力していただくというのは検討の余地がな

いのでしょうか。

【事務局】

ただいまの質問の件でございますが、現時点では消防団の方に一緒に行って診断するというもの自体は考えてございませんが、今後は先ほど山崎委員がおっしゃったとおりでございますが、消防職員もマンパワーが限られてございますので、今後の試行もあわせて、1つの課題といたしますか、そういう活用方策についても考えていくことが必要であるという認識は持っております。

【山崎委員】

ぜひそれを検討課題に載せていただいて、この取り組みがさらに広がるように進めていただきたいと思います。

【平田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【鈴木委員】

都町連の鈴木でございますが、今の話と関連しているところもあると思いますが、私も昔消防団にいたのですが、消防団というのはどちらかというと署の指導、命令によって動くところもありますので、例えばこうやってほしいというときには上意下達でものが動くところもあると思いますので、それはまた違う視点から得られるところもあるのですが、私が言いたいのは、実際の私たち住民といたしましては災害弱者、要支援者というのが最大の課題でございます、その辺のところに入っていただくのはいろいろな防火防災に関しても効果が出るので、その辺のところのコミュニケーションをとるという場合にとっては消防団・消防署員もさることながら、今ここにおいでの方の民生委員の方、そしてこのごろ介護とか支援とかいう診断をするケアマネジャーというのがたくさん、高齢者がふえたことによって活躍しております。

例えば、高齢者が何かの診断を受けたいというときにはケアマネジャーが来て、根掘り葉掘り聞かれるわけです。それによって診断がされるという要支援から介護までという形になるのですが、そのついでとってはあれですが、そういう仲になりますので、包み隠さずケアマネジャーに情報が筒抜けになりますので、その辺のところではケアマネジャーが、何か火事や震災があったときに逃げるときにはこうしたほうが良いという一言によって、ずいぶん効果が出るかなと。それについては案外、言い方は適切ではありませんが、断りきれないところもありますので、ケアマネジャーの言うことは何でも良いという形になる可能性もあって、またそれだけ仲が良く情報が筒抜けでありますので、そういうことも活用していくのも1つの手かなと思います。

要支援者の名簿は既に23区、三多摩でもつくっていると思いますが、紋切り型という形ではなく実態に即した要支援者、災害弱者の名簿、情報を吸い上げることによって、強固な防災の機構ができると思います。お年寄りセンターというのもありますから、その辺のところも住民としての非常に近い窓口でございますので、その辺のところの切り口で入るのも

必要かなとも思っております。

以上です。

【平田会長】

いろいろマンパワー不足とか、ケアマネさんたちの活用などご意見をいただいたのですが、お答えされますか。

【事務局】

ケアマネジャーを活用するという新たな、我々もいろいろと想定していますが、鈴木委員の貴重なご意見をいただきましたので、そちらも含めてうちも関係機関ということで検討させていただきたいと思います。連携をとってやっていければと考えてございます。

【平田会長】

塩川委員、どうぞ。

【塩川委員】

ケアマネジャーをしています塩川と申します。

ケアマネジャーがケアプランを立てるときに、アセスメントと言ってお家の状況とかを情報収集するのですが、その際火のリスクは必ずチェックするので、ぜひそういう方がいたら防火防災診断につなげていきたいと思います。

ただ、防火防災診断を福祉関係機関にあまり知られていないというか、実際僕としても勉強不足な面もあるのですが、周りに防火防災診断のことを知っているケアマネジャーも少ないので、今後どういった福祉関係機関にわかりやすく周知していくというか、そういった説明を進めていかれるのかをお聞きしたいのですが。

【事務局】

今、塩川委員がおっしゃったとおり、なかなか総合的な防火防災診断というものの認知とございますか、周知がされていないというのが現状でございます。

こちらの大きな方向性の中にも書いてございますとおり、防火防災診断の事業内容と周知方法ということで親しみやすい名称等、こちらをぜひとも今後、この協議会の中でも諮っていったって、わかりやすい、こういうものを行っているのだよというものを一般的に認知できるような体制というか仕組みと申しますか、そういうものを検討していければと考えてございます。

【平田会長】

ほかにはいかがでしょうか。

特に名簿は今の法的な問題からかなりの難関ですので、名簿は一体何のためにあるのかと素朴な疑問を持ってしまうのですが、名簿を活用して準備してこそ名簿は生きてくるので、そこは行政にもお考え直しいただきたいと、聞いていて思ったのですが、今はできないので、まずは味方をふやして、ケアマネさんとかにわかっただく、広報もしながら、イベント等で告知しながら、確かにケアマネさんでしたらお家の中に入れるのです。ですので、その方たちと連携していくのはとても大事なかなと思いました。

マンパワーの充当方法など、データを分析しつつ、的確にアプローチしていくことなどがとても大事なように伺いましたので、次の資料のご説明に移るのですが、また何か思い出されましたら、そのときにおっしゃっていただいてもいいので、まずは先に進ませていただいでよろしいでしょうか。

それでは次の議題としまして「総合的な防火防災診断の試行について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料2「第14期東京都住宅防火対策推進協議会総合的な防火防災診断の試行について」ということで、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほど資料1-2に掲げさせていただきました、試行1から5というものがあつたのですが、これを大きく3つのパターンに編成しまして、幾つかの署で実際に行ってもらおうということを考えております。

まず資料2-1につきましては、先ほど資料1で掲げさせていただきました試行1及び試行3の組み合わせの内容になります。こちらの試行につきましては、基本的には避難行動要支援者名簿を総合的な防火防災診断に活用してもいいと回答していただいている区市町村を管轄している消防署にお願いすることを考えております。

まず試行1に掲げさせていただきました、真に診断を必要とする対象者の例示と選定方法を示して診断に活用するとある点につきましては、例示を掲げさせていただく条件、例えば高齢者の世帯とかひとり暮らし等という条件を参考に、避難行動要支援者名簿から該当する対象者を選定いたしまして、地域の包括支援センターとか町会等協力していただける方がいたら、それらの方に例示に掲げた条件を伝えていただいで、それぞれで連携して対象者に対してアプローチを図ってもらう等して、真に診断を必要とする対象者への働きかけと防火防災診断を推進していくことを考えております。

また、こちらだけをやっていくということになりますと、先方の事情がありますので1件1件全部やりますと言って簡単にいけることでもありませんので、抱き合わせではないのですが、同時に施行3、絵の中で言いますと右側になるのですが、福祉関係機関が行う見守り活動の時間に合わせた診断をあわせて実施するという事を考えています。

流れとしましては資料1でご説明させていただいたとおりなのですが、消防署が行くからついてきてくださいというわけではなく、見守り活動に行く方々に対して連絡を密にとつていただいで、その見守り活動に対して消防職員がついて行って、その時間の中で診断を行うということを行わせていただきたいと思ひます。

項目を絞つた診断になりますので、どの項目にするかにつきましては実際に見守り活動を平常時に行つていただいでいる関係機関の方のご意見とか、もしくはご本人の方、ここが不安ですという点があつたら、そういった点を中心にとか、いずれもなければ消防職員のほうで「この家はこの辺が危ないかな」というのを判断しながら、全体の中から項目を絞つた診断を進めていくことを考えております。

1枚おめくりいただきまして資料2-2になりますが、こちらにつきましては試行2と試行5-①を組み合わせた内容になります。

内容につきましては、基本的には避難行動要支援者名簿を活用できない人でも行える内容になりますので、幅広く試行署の選定を行わせていただく予定です。

まず消防職員とか消防署の担当者が地域の高齢者が集まるイベントとか、あとは防災訓練、地域でやっているところへ赴きまして、その中でお時間をいただき、総合的な防火防災診断の取り組み内容、事業内容とか、こういったことをやっていますがどうですかというものを周知・広報ということを実施していきます。

その説明の中で診断を希望する人がいたら、その場にて申し込みを受付けてしまって、あわよくば日程もその場で調整させていただいて、後日の総合的な防火防災診断実施につなげていくということを考えております。

その場ですぐに申し込みは行えないけれども検討したいという方がいれば、そういった方に対しては返信用の申し込みはがき等をお配りさせていただいて、ご自宅で検討いただいた上、後日申し込みできるという仕組みを行っていきたいと考えています。はがき等の申し込みがあった場合に関しましては、個別に日程等を調整して、後日診断を実施するという流れで考えております。

1枚おめくりいただきまして資料2-3、こちらは試行4と試行5-②を組み合わせた内容となります。

内容につきましては、避難行動要支援者名簿を活用できるところで、下に書かせていただいているのですが、今のところ大田区各署にお願いしようと考えていますが、こちらは要配慮者等に対しまして総合的な防火防災診断の広報用のリーフレット等、あと診断希望調査票、今の案としましては簡単なアンケートのような内容になっている診断希望調査票を配布しまして、その中で診断を受けてみたいですかという内容も盛り込ませていただいて、その中で診断を受けてみたいという回答をいただいた方、希望調査票に関しましては返送用封筒を入れてお送りしますので、診断を受けてみたいという希望を書いていた方に対しては、後日日程を調整した上で消防職員が訪問して診断を行わせていただくという内容で考えております。

資料2の総合的な防火防災診断の試行の説明につきましては、以上となります。

【平田会長】

それでは、この資料2-1から2-3までご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

皆さんが考えていらっしゃる間に私から。この資料の説明を受けて感じたのですが、鈴木委員と塩川委員から提案いただいたように、ケアマネさんを活用するというのは新たなアイデアだと思うのです。

このとき、試行の中でケアマネさんが一緒に行くパターンがありますね。その方たちに、ケアマネさんができそうかを聞いてみたほうがよいのかなと思いました。どちらにしても

ヒアリングで満足度調査をされるのであれば、ケアマネさんでもできそうなのか。やるとしたらどこが難しいのかを聞いてみるのも1つかなと思いました。

ただし、ケアマネさんがやってくださると、ケアマネさんと対象者の方のコミュニケーションはできるのですが、今度は消防署が見えなくなってしまうので、顔が見える消防署になるためにも、対話は並行して行なったほうが良いと思うのです。そして消防署の方が行くと専門知識をもっと言ってくださるので、人から話を聞いてしまうのが一番早いというところもありまして、そういうところの専門の方の活用というのがあるのかなと、ご説明を聞きながら思いました。

それでは、皆さん自由にご意見をお願いしたいと思います。

【鈴木委員】

今平田会長がおっしゃるとおりで、ケアマネジャーを使うということはいいと思います。が、使う場合、確かに防火に対する知識が欠けているというか、一般的な知識しかないのか、それについて教えてあげるというか、その辺を署の方がやっていただければなおいいし、会長がお話になった連絡をとりながらやるというのも必要ですけれども、地域には民生委員というのがいますから、その民生委員は災害弱者の方と案外つながっていることが多いので、民生委員の方の名前は公表されてわかっていますから、そういうところをケアマネジャーが言えば、民生委員に話をすれば、2人が言うとかかなり災害弱者の要支援の方々も納得するところもあって、ピッチが速くなると思います。

民生委員の方というのは高齢者に対して有形無形に接触しておりますので、それについて、そして診断についてはもっと、大ざっぱに言うと地域の住民の町会・自治会の会長というのは、地方に行くほど重みがあるような方もいらっしゃいますので、その方とも連携をとりながらいくと、案外うまくいくかなとも思っておりますので、その辺も進めていただければ、なおありがたいと思います。

以上です。

【平田会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

大変貴重なご意見ありがとうございます。

事務局といたしましても、民生委員等との連携というのは不可欠だと思っておりますので、こちらと連携をとりながら、あとはもちろん区市町村と連携を密にしながら、いろいろな活用方策について検討していきたいと思っております。

以上です。

【川島委員】

台東区の川島です。

今の鈴木委員のアイデア、多分民生委員が一番有望だというのは私も思っております。先ほどケアマネジャーというのが出たのですが、ケアマネジャーは介護認定を受けている人

なので、イコールこちらの要介護者名簿の人は手挙げ方式なので元気な方もいらっしゃるのですが、ケアマネが行っているわけではない方もありますので、民生委員のほうが恐らく多くの人をカバーしているのではないかと考えています。

ただこれから多分、うちの区もこれからなのですが、今要介護者名簿はできているのですが、これからそれに伴った個別の支援計画というのをつくらなくてはいけない。今は名簿があるだけですので、個別の支援計画ということになりますと、実際の法の趣旨からすると、災害時誰を避難させるのかという形で、恐らくその人たちの中にいろいろと入ってくる。その計画をつくる人が誰なのか区によっていろいろ、ケアマネさんがつくったりとか民生委員さんがつくったりとか、ご家族の方、あと行政の職員がつくるという場合もありますのでそういった機会に、それこそ連携になってしまうのですが、こういった視点を入れてやるというのは、少なくとも手を挙げている名簿の方には対応ができていくのではないかと。

ただ、実際そちらの方の人が本当に、こちらの視点で思っているのが要介護者名簿という話が出ていますけれども、本当にその人をメインにしていいのか。その人だけではない元気な高齢者でもご自宅が危ない人は逆に、もっとそちらの人が多いいのではないかと。

要介護者の人はいろいろな行政の手が入っているので、逆に元気な、危なくない方のほうが可能性としてもある。それでも、いろいろなところを出歩いている元気なお年寄り、介護の名簿にない人のほうが、お家の状況というのは危険なものもあるのかなと思いついていました。

ですからその視点も持って、要介護者名簿だけではなく、地域のイベントとかそういったところのフォローをやったほうもいいと思います。

ただ、民生委員の方は要介護者以外にも地域の連携の場ですので、いろいろな地域のお年寄りのネットワークを使って牽制して、いろいろな地域で見ていくということもあるのかなと思いついていました。

【三本木委員】

私は今、立川市で女性防火の会の会長をしています。立川市の消防署からは、女性防火の会の方を使ってとか声をかけて、消防署のほうからお宅の地域の診断をしたいので、女性防火の方に一緒に回ってほしいということで依頼されて、今はそういう形で回っています。

前もお話ししたのですが、私は町会の役員もしていますので、前回一緒に回って、実際に消防署の方と、案内しながら回ってみました。

要支援者名簿を提出されている方というのは本当にわずかな何名かで、実際にはかえって町会の人たちのほうが内容的には、こういうお年寄りもいるのに名簿を提出されていないとかそういうのがすごくよくわかって、やはりこれは私たちが動かなければちゃんとしたものはできないというのをすごく感じます。ほかのところでもこの名簿を使ってはいけない難しさというのがあるというお話を聞いて、余計自分たちが動いてやらなければいけないというのを感じます。

4月から今度は町会長もやることになって、実際に今までの役員の副役職よりも、長となった上ではもっと自分が動けるかなと、町会の役員さんにも提案ができるかなというのをすごく感じました。

役員会をやるときでも、ただ参加して何もありませんではなく「地域で気がついたことはありますか」というのを、ただ「ありません」ではなく、役員会では必ず自分の部のところを見てきてから「ありません」とか、そういう発言をしてほしいとこの前は要望しました。だから、本当に地域がもっとかかわり合っていくというほうがすごく大事だと感じました。

【平田会長】

何かお答えされますか。よろしいですか。

すごくいい地域だと思って伺っていましたが、確かにそういう味方をふやすというのはすごく大切な気がしますので、活用できるいろいろな方向が見えてきたように思うのですが、ただ問題が1点、家に入れてくれるかというところがあって、そこは民生委員が実際にやっていたらやる姿を私は知らないのわからないのですが、家に入れてくれるのはハードルは高いと感じていますので、そこをうまく突破できることが必要なかなと思いました。

松尾委員、いかがでしょうか。民生委員は家の中まで入れるのでしょうか。

【松尾委員】

民生委員は、家の中まではあまり入りません。玄関先で様子をうかがうということで。中には、入ってという方がいますが、なるべく家の中には入らないようにしています。

先ほど防火の会とおっしゃったような、私どものところにはないのですが、都の中では、防火の会があるところはどこですか。多いのですか。

【事務局】

ただいまの質問の回答ですが、基本的には各消防署に女性防火の会というものはございます。ただ、ないところももしかしたらあるかもしれません。各署の実情に応じてになってしまうのかもしれません。

【事務局】

各消防署の中に、防火防災協会とかそういった集まりがございます。その中で女性防火の会というのがあったり、逆にそこから独立して、女性だけでつくっていたりというところがございますので、何かしらの形で女性の方々にご協力をいただいているという状況でございます。

【松尾委員】

今お話を伺っていて、防火の会の方たちと私ども民生委員と一緒に動けるといいと感じました。予防的にも女性は、民生委員には男性もいますけれど、防火の会の方と一緒にふだんお話をしたりして情報交換ができるので、とてもいいと思います。

それこそ各町会に皆さんいらして、そういう方たちとも連携すると、やわらかく啓蒙活動ができるような気がします。

【平田会長】

いいアイデアをありがとうございました。

都会で失われてしまった、地域の見守りにも役立てるという可能性をお示しいただいたように思いますので、データ自体が大事なこともあるかもしれませんが、それより対話して見守っていくというか、ふだんから顔の見える消防署として話をしているというほうが効果的なのかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

【廣井委員】

多分報告書を最終的にまとめると思うのですが、この資料2-1から2-3で教えていただいた防火診断を試行してみて、それで資料1-2を見る限りでは対象者に対して満足度調査をしてそれで評価するという読み方ができるのですが、むしろ私はその満足度調査で「みんな満足でした」で終わらせるのではなく、さっきいろいろな議論が出ていたように、例えば女性防火の会の方と連携するとうまくいったとか、あるいはこういう民生委員の方と連携するとうまくいったみたいないろいろなメニューをやってもらって、その中で非常に効果的な取り組みがあったらそれを探索的に拾っていく評価の仕方のほうがいい気がします。あるいは逆に言うと、断られた場合とかうまくいかなかった場合とかネガティブなデータというか理由を集める。

なので、満足度調査をしてそれで評価するよりも、うまくいったモデルケース、うまくいかないモデルケースを丹念に拾って今後の参考にする評価方法のほうがいい気がしますので、それについてはいろいろなことが考えられると思うのですが、ここだけを見ると満足度調査で評価するということになってしまうので、そこは少し議論が必要かなと思いました。コメントです。

【平田会長】

そうですね、いろいろなパターンがありそうです。

【山崎委員】

皆さんのお話を伺っていると、中身を知るとこれはとてもいい取り組みだということがわかるのです。これからこういう取り組みは高齢化社会に向けて、住宅火災の死者を減らしていくためにどうしても大事だとか、災害のときに高齢者の犠牲者が多いですから、減らしていくためにとても大事だということはわかるのですが、やはり広報が足りないと思うのです。知名度が低すぎます。

取り組みを見ても、会場などでポスティングによる広報の実施と書いてありますけれども、私は去年までNHKで解説委員をしていて、34、5年、東京消防庁の取材をしてきましたが、東京消防庁が全力で広報すると、それはすごい力があるのです。昭和30年代から40年代は、今は地震で揺れたらまず体を守れと言いますが、あのころは十勝の地震とか釧路の地震があつて、揺れてもとまる装置がストーブについていなかったの、とにかく揺れたら火を消せ。全庁的にやったら、全国の消防がそれに追隨する形で広報して、瞬く間に全

国で揺れたら火を消せということが周知されました。

それから川治プリンス火災の後にマル適マークができたときも、マル適マークの広報を始めたらマル適マークという言葉が一般名詞になるくらい浸透しました。

それを考えると、この診断を東京消防庁がやっているのだということを、もっと全庁的な取り組みとして広報していただくことが、この取り組みがブレイクスルーするためにはどうしても必要だと思います。

受ける高齢者の世帯の方も知らないからやってもらっていいのかどうか、何か変な人が来たのではないかと思うわけです。こういうことをやっているということがわかって、これはものすごく効果があるということがわかってくれば、それは「防火診断に東京消防庁が来ました」と言ったら「ぜひお願いします」ということになってくるのではないかと思うのです。

ですから、これはこういうことをやっているということ、防火の部局だけではなく、今後の消防行政で高齢者に絞り込んだ対策は東京消防庁の生き残りがかかっていますから、全庁的な取り組みとして広報していただく。

それをやると、現場を持っていないから国の消防庁もきつとついてきますし、全国の消防にも広がっていく可能性があると思うのです。

ぜひ広報の体制というか周知の仕組みを、東京消防庁の中でぜひ検討していただきたいと思います。

【牧野委員】

今のお話を受けまして、キャンペーン活動というのは非常に大事ではないかと私も思っております。

振り返ると、認知症について国が非常に力を入れて、ここ10年ぐらいで認知症サポーターは全国に600万人を行政が中心に育成しまして、非常に啓発が進んだことを考えますと、同じような仕組みを使えらしたら、例えば防火サポーターとか、キャラクターみたいなものをつくって廣井先生が入るとか。

やはりキャラクターというのは非常に市民がなじむものですので、NHKさんも巻き込んで、そういうキャンペーンを10年ぐらいかけてやるのは1つの手ではないかと思いません。

それから福祉のほうから考えますと、今一番そういうことが必要な人たちというのは、いろいろな意味で社会的に孤立している人たちです。今居住支援事業といいまして、空き家対策事業の一環で、住みかえを迫られている高齢者がいっぱいいるのです。要するに大家さんが孤独死を恐がったり火事になるのを恐がって、建てかえをするから出ていってくれと迫られている80代、90代の高齢者がいます。そういう人たちが住みかえをしようと思っても、もちろん不動産屋でシャットアウトされるというのが常なのです。

そういうことをNPOなりがカバーして、家賃保証やサブリースなどをしながら進めていくという事業があって、東京都が今モデル事業でやっていますけれども、そういう人たち

が訪問相談とかをしていますと、こういった防火防災の対策が必要な人たちだろうと思うことがあります。それは介護にも引っかけられませんし、どこにも引っかけられない人たちです。

そういう人たちにどうやって扉を開けてもらうかというのは、いろいろな所管で共通の悩みです。そういう意味では、あなたの命にかかわるのだから扉を開けてちょうだいということ地域の人たちがみんな迫れば、一番大事なものは命なので、それは恐らく扉を開けてくれるだろうと逆に思うわけです。

そういったことがきっかけになって、その方が地域の人とつながりを持つようになってくれば、いろいろな意味で解決の糸口になるのではないかと。逆にこのシステムが地域を開いていくという逆の発想ができるのではないかと考えたのです。

それからもう1つは、そういう意味で地域の人たちがもっと住民力を高めたり意識を高めるとい意味では、今介護保険とか福祉では、地域の中にいろいろなサロンとかカフェを山のようにつくっています。

これは行政が推進していることでもあると思いますが、前もお話ししたと思いますが、そういう地域の草の根活動がありますので、そういうところに消防職員さんなり、今防犯ではお巡りさんがそういう場に来ているのです。「ふれあいポリス」といって、まさにお巡りさんが来てくれるのです。漫才みたいで非常に面白かったと言って、住民の方が喜んでいますが。

そのような仕組みを使って、福祉の行政からサロンに入っていくと地域の人になじみができますので、地域の人たちはいろいろな意味で広報マンですから、あそこにこういう人がいるからお願いということにもなりますので、そこは情報拠点として使われるといいのではないかと。その場合は所管は関係ありませんから、いろいろな人たちが入ってくる場所ですから、地域包括の方も絡んでいますし、そういうところをぜひ見ていただいて、そこにどうやって入っていくかということも1つの目線としてはありなのかなと思います。

ですからキャンペーンを大幅に張るといものと、草の根運動の中に入っていくという2つのパターンで進められたらどうかと思いました。

【松尾委員】

私もサロンを月に7、8回開いているのですが、きのうも介護予防の方が見えて、今度介護予防の体操教室があるのではというお知らせで来てくださったのですが、消防署の方はもう1年ぐらいいは見えていないです。全然見えないことはないです。どうでしょうか、いいですかという問いかけがあったらぜひどうぞとお願いしていますが、そういえば今のお話を伺っていて、消防署さんはこのところ見えていないと思いました。

それと別に私が懸念するのは、要支援者名簿は目まぐるしく変わるのです。施設に入られたり、病院に入られたり、子どもさんのところに行かれたりとか、この目まぐるしく変わる名簿を活用するのは意外と難しいのではないかと、現実起こったときに意外とそれは使えないのではないかと、そういう意味で、私たちもいつもふだんの見守りを大事にしています。

そのことがあるので、さっき山崎委員や安齋委員がおっしゃったように、キャンペーンでみんなにわかるようにお知らせするという中で、地元でもみんなでお互いに話題にしながら守っていく、知らせていくというのが効果的な気がします。

【三本木委員】

うちのところは団地なのですが、団地の中で介護が必要な方が何人か住んでいらっしゃるのですが、高齢者だったらまだいいのですが、1人59歳になられた方がいらして、その方がたまたまベッドのシーツを直していたときに、車椅子に乗っていて自分1人で直していて、車椅子から落ちてしまったと言うのです。

それで、ベッドがある部屋から玄関まで1時間をはって、やっと玄関まで行ってドアを開けてうちの主人に電話をしてきて「助けてほしい」と言われたのです。そして助けに行くと、「きょうこういうことがあったのだよ」と、私がいなくてそれがあったので。それで、すぐ夕方帰ってきてからそのお方のお宅に行っただけです。

それで、ボタンを押すとすぐに救急とかに連絡できるものがあるからどうですかと言ったのです。そうしたらやってみようというので、次の日に福祉協議会の社会福祉課に行きました。そこに行ったら「ここは高齢者が対象なので、その方はまだ年齢が行っていないので市役所です」と言われたのです。

それで市役所に行って、一応こういうことだというお話をしして用紙をもらって、かわりに私どもがやってあげられるというので来たのです。そうしたらその施設は携帯では駄目で、普通の電話でないと手続はとれないと言われました。

こういう人を、今、防火予防の対象には把握しきれていない。名簿にも載っていないというのを強く感じて、こういう人も地域には住んでいて、こういうことも起こり得るのだということが最近分かったのです。

だから、そういう部分も含めていろいろなことを地域で守っていかないといけないと、すごく感じました。

【平田会長】

これは多分手挙げ方式でこれからやっていかれるということなので、そういう方々も可能性が開かれると思います。ぜひその方に手を挙げていただくよう、説得してください。

ほかにいかがでしょうか。

【廣井委員】

この前にも話したかもしれませんが、報告書の片隅にでも書いていただきたいのですが、今の死者を減らすという視点はいいいのですが、もう少し中長期的な戦略も必要と思っていて、多分10年後はもっと対象者は多くなって、地域から切り離された人たちも多くなって大変なことになると思うのです。

その前の予防という発想も結構重要だと思っていて、例えば今は真に診断を必要とする対象者を前提としていますが、10年後あるいは20年後に真に診断を必要とする対象者、例えば60代前半だけでも、地域から取り残されていて、今は体が動くけれども、も

しかしたら10年後、どこからもアプローチできない人になってしまうかもしれないという人は、地域の中に結構いるわけです。

そういう人に対して、とりあえず1回やってもらって、それで終わりというわけではなく、継続的に診断をしてもらえる工夫をする、という戦略も必要かと思います。多分これは恐らく5年か10年に1回はやるのですよね。本当に自分が危険な状態になったら、人間はもう診断したいと思ってくれないかもしれません。明らかに危険なことが分かっているので、現実を直視したくない。なので、そうではない段階で診断するくせをつけていただいて、さらに言えば地域の中に取り残されない工夫をしつつ真に診断を必要とすべきを迎える、そういう少し中長期的な視点を考えた試行も1パターンぐらいはやってほしいと思うのです。

今必要な人たちだけではなくて、将来的なことも考えた試行パターンとか、あるいは報告書での言及みたいなのがあると、10年後にもっと大変な状態で今回と同じような会議が開かれて、さあどうしようと言うよりもまだましなような気がするので、そこら辺の言及をしていただきたいと思います。

【平田会長】

ぜひやっていただきたい感じですが、ほかにいかがでしょうか。

キャンペーンを打つというのはすごく賛成ですが、多分これは関連業界の方々がお力を発揮していただけるのではないかと思うのですが、この前の3月にもご協力を申し出てくださっていたと思うのですが、新たなアイデアとかいかがでしょうか。例えば谷委員、花澤委員いかがでしょうか。何かおありですか。

多分お願いしたらやってくさると思いますが、消防庁の方々が期待を込めたまなざしで見つめていらっしゃると思うのですが、何かご意見がありましたら伺いたいのですが。

【谷委員】

ガス石の谷です。

我々としては、先ほどお話があったのですが、市の防災課とタイアップさせていただいたり、消費者団体の方とタイアップさせていただいて、地域の防火防災のセミナーをさせていただいているのです。

ただ、私も4月からなのですが、何会場か行かせていただいた感想は、来ていただいている方はものすごく意識の高い方で、特に女性ですが、その方たちはほとんど全く問題ない方です。後でお話を聞くと、ご近所とかにお声がけをしても出てきてくれない方とか、そういう方にどうやって啓発活動をしていけばいいのかというのが、今の最大の課題なのです。

もちろん、会場は来年もふやしていこうと思っていますし、その地域の防災の方とのコミュニケーションであったり、取り組み方であったりというのは種々多彩だと思えますが、そういう地道な活動を通じてわかっていただくしかないのかなというのが実感なのです。

ちょっと長くなりますが、ふと自分のことを考えながら思っていたのですが、去年おやじが死んだのですが、振り返ってみると1人で住んでいて、85歳だったのですが、誰の言うことを聞くのかなとふと思いながら聞いていました。僕の言うことは全く聞きません。うち

の嫁さんの言うことも聞きません。誰だったら聞くのかなと言うと、ケアマネさんとか民生の方とか、ふだん接している方の話は多分聞きます。

そう考えると、正直に言うと全包围網でやらないと、それぞれの対象の方にはそれぞれの考えがあって一人一人違うので、このやり方が正しいと言って押しつけても、私はそんなことは聞かないと言われたらそれまでなので、全包围網でやりながら、その人に合ったやり方しかないのかなと。

我々は我々のやることをやりますし、消防署は消防署のできることで、先ほどおっしゃった全体のメディア等を使った広報活動ももちろん必要ですし、この1点に絞ってやろうというとなかなかうまくいかない気がするので、難しいかもわかりませんが、やはり全包围網でやるしかないのかなという気がしながら聞いていました。

【平田会長】

ほかに金子委員、花澤委員、何かおありでしょうか。

【花澤委員】

東京ガスでございます。

これまでも東京消防庁の取り組みに関しましては、地域の防災イベントとか、あるいは巡回を実際にされる時に同行させていただいたりということで、ご協力させていただいておりますので、今後も何かご希望をいただければ同じように対応させていただけるかなと思っております。

ご存じのようにガスも小売りが全面自由化になりまして、東京都だからといって全て東京ガスではなくなってしまうというところが、行ってみたら違っていましたみたいなことがあるかもしれないというのが変化要素です。

それから、こういった防災診断でお伺いされるというのは、我々ガス会社が4年に1回お客様の家に行って、ガスが安全かどうかを確認するという点検に比較的似ている行為だと思っておりますが、これが結構にセガス屋対策とか、先ほどキャンペーンという話がありましたが、こういうことをちゃんとやっているのだということをお伺いするお家の方がご存じないと、なかなか入れてもらいにくいというのは実態としてあると思います。

ですから、我々がお立会いできる場所はもちろんさせていただきますけれども、こういうことはちゃんとやっているのだと、もっとホームページと言ってもなかなか見に来られない方もいらっしゃるかもしれないですし、コマーシャルがいいかというところでもないかもしれませんが、やはり皆さんがおっしゃっているような、こういった取り組みをされているのだということがもう少し知れ渡ってくると「ぜひ」と言う方もいらっしゃるでしょうし、来たときに「どうぞ」と受け入れてもらいやすいのではないかと思います。

我々は1,100万件のお客様を4年かけて回らなければいけないので、ものすごい数を回らないといけません。ですからこちらに書かれているとおり、日程等を調整の上というのは、正直なかなかしにくいです。ですから、ある程度まずは行って見て、だめだったお客様にご連絡をいただいて調整をするという2段階でやらせてもらったりとかしています。

ので、今後対象者の数がふえていくということになってきますと、また受けたという方がふえてくると、そういったやり方もご検討されるようなタイミングが来るかなと思いました。

以上でございます。

【平田会長】

ほかにはいかがでしょう。

【金子委員】

日本電機工業会の金子と申します。私どもは白物家電製品の業界団体ということで、電気ストーブとか炊飯器とか、そういった製品を担当しております。

何年か前までちょうど夏場になりますと、古い扇風機で火災が起きて、それでお亡くなりになるという痛ましい事件も結構発生しているわけですが、そういったことに関しまして私どもは特に高齢者対策というわけではないのですけれども、古くなった扇風機について注意してくださいといった啓発活動などを工業会では行っておりまして、ホームページへの掲載もあるのですが、製品によっては啓発用のチラシをつくって、それをいろいろなところに配ったりとか、あるいは各自治体の広報紙に掲載していただいたり、そういった安全の啓発を行っております。

残念ながら、一般の消費者の方々に1対1というかフェース・トゥ・フェースで接する活動はしていないのですが、何かのお役に立てることがあれば、私どもでも検討させていただきたいと思っております。

あとは個人的ですけれども、私の住んでいるところですと年に2回ぐらい地元の消防署の方が来られて防火訓練をやっていただいております。大体春と秋ぐらいの日曜日ですが、そんなに多くの参加者はいないですけれども、参加される方には割と高齢の方がいまして、私も実はなるべく参加しているのですが、そういった機会も使って、こういう診断的なことをPRされてもある程度聞いていただく機会にはなるのかなと、個人的ですけれども感じた次第です。

以上です。

【平田会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

【山崎委員】

報告書をおつくりになるということですので、その報告書の中に視点としてもし可能ならば入れていただくとありがたいと思うのですが、これは防火防災の診断をすることが目的ではないですね。その先に、火災で亡くなる人を減らすという目的があると思います。

そうすると、例えばなるべく早く火事に気づいて逃げるといことで、住宅用の火災警報器が普及されていますが、多分この対象になる方は、住宅用の火災警報器が鳴ってもすぐに逃げて助かるということが難しい方もたくさんいらっしゃるって、実際に寝たばこで布団が

燃える程度でも亡くなっている方がいらっしゃいますよね。

そうすると、東京消防庁の火災の報告書を見ても、着ているものに火がついたり、あるいは寝ている周りのカーテンに火がついたり、それから生活している空間にあるいろいろな周囲のものに火がついて燃えたりということでお亡くなりになっている方もたくさんいらっしゃって、それでも逃げられない。そうすると、防火防災診断をした後に、そういう世帯を燃えない環境にしていくということが大事だと思います。

たばこの火とかマッチの火ぐらいただと、防災製品はなかなか火がつかないです。消防の関係機関の中で防災協会は細々と頑張っているのですが、実験を見ると確かに効果があると思いますので、防災製品をもう少し普及させながら、そういう危険な世帯の燃えない環境をつくっていくということも、その報告書の視点の中に入れていただいてもいいのではないかと思います。

【平田会長】

ほかにはいかがでしょうか。

消防庁のヒーロー・ヒロインの方は孤独なので、皆さん味方になってあげていただければと思います。

大体皆さんのご意見はいただいたと思いますので、スケジュールに入ってよろしいでしょうか。

それでは最後の議題としまして、平成30年度スケジュール（案）について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、資料3にございます、平成30年度スケジュール（案）についてご説明させていただきます。資料3につきましては、本協議会の今年度の予定ということで記載させていただいております。

まず上段のスケジュールをごらんいただきまして真ん中の列、平成30年度の協議会の予定としまして7月下旬、こちらが今回の協議会となりますけれども、試行内容とか方法等についてお話を伺わせていただきました。

この後につきましては左側の列、試行の欄にありますように、防災週間とか火災予防運動を含む期間において、それぞれ幾つかの署にて試行を実施させていただきたいと考えております。

次回の協議会につきましては、試行の結果が出そろう程度の段階で考えておりまして、目途としましては、年明けごろに第5回の協議会を開催させていただきたいと考えております。

現段階におきまして第5回の協議内容の案としましては、資料の下段に記載させていただいておりますように、実際に今回の試行を行わせていただいた内容、実施方法、イベント会場における申し込み、ポスティング等における新たな受付方法による診断の申し込み状況、さらなる件数等の向上に向けた方策ですとか、また、今回は試行の中に特段盛り込んで

いないのですが1つの例としまして、例えばインターネット等を活用した更に新たな診断の申し込み実施方法等の検討とか、今後の各区市町村とか福祉関係機関等の連携が今回の試行の診断にどれだけ有効であったか、先方の負担を考慮した、より効果的な連携方法を考えております。

あわせて、先ほどの満足度調査ということでお話しさせていただいたのですが、どういった内容の聞き取りを行わせていただくかというのも精査しまして、診断を受けていただいた方のアンケート調査、実際どういった印象を持ったか等々を集計いたしまして、対象者のニーズによりマッチする診断方法の検討とか、さらに診断を必要とする対象者の選定方法の検証とか、そういった検討を行わせていただきたいと考えております。

2段目としまして避難行動要支援者名簿とか、活用可能な情報等の利用に向けた今後の関係機関等に対する働きかけに関する方策とか、今回試行で行いますイベントやポスティングにおける広報活動・広報効果を踏まえまして、それ以外の広報活動というご意見もいただきましたけれども、そういった広報効果等を踏まえまして、より幅広く周知するための方法等についてもご意見をお伺いできればと考えております。

資料3の説明につきましては以上となります。

【平田会長】

ありがとうございました。

それでは、スケジュールに関して何かご意見はありますか。

【鈴木委員】

2、3点申し述べさせていただきますが、この件については先ほど山崎委員がおっしゃったとおりで、やはりPRがどうしても少ない。皆さんによく知ってもらおうというのが第一義的だと思います。幾らいいことをやっても、それが周知徹底していなければ何もならないので、その辺のところをぜひ、より一層進めていただければありがたいと私も思っております。

そして、これは少し本題と離れるかもしれませんが、究極的には住民が安心・安全な生活を送るための手だての1つと理解していますのでその延長線上で、ご案内かとは思いますが、今年度は住警器がついて12年近くなります。そして10年たった機械ががたが来てピーピー鳴り始めている家庭も多いと思いますので、その辺のところも踏まえて今考えているのが、東京消防庁の全面的なご支援を得て実際に取りつける運動を始めたいという、東京都の町会連合会といたしまして23区・三多摩を含めてそういう運動を起こしたいと思っております。前段階で話をしておりますが、夏休み後にまたそれを実施するという、実際につける運動をするという一大キャンペーンを起こす形で進めておりますので、ぜひきょうの委員の方々におかれましては、各分野においてぜひこの実施についてご協力・ご指導願えればありがたいと思っております。

これによって今、住警器が8割から9割ついているという実績がありますが、これがみんなオシャカになってしまって、言い方は適当ではありませんが、神社のお札みたいに、ある

けれども効果がないという形もありますので、効果のある住警器という形で、10年前につけたのではなく、もっと9割、理想的には100%近くの実施に向けていきたいと思いますので、どうぞひとつ、その辺のところをお願いしたいと思います。

そして、なおかつ今お話にありましたケアマネジャーとか民生委員の方々、そしてお年寄りセンターの職員を動員して、そして町会の役員が消防団とも協力しながらやれば効果が出ると思います。究極の目的は安心・安全にありますので、そんなに路線は外れていないと思いますので、ぜひひとつ全面的な協力を得てやります。お願いいたしたいと思います。

以上でございます。

【平田会長】

いい意見をありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

確かに、住警器の運動に相乗りするといいかもしれません。キャンペーンと連動するのは効果的かもしれませんので、いろいろアイデアを出していただきたいと思います。

スケジュールに関しまして、ほかにはいかがでしょうか。それか何かまだ言っていない、言い残したことがあるという方。

【伊東委員】

足立区高齢福祉課長の伊東でございます。

冒頭の議論に戻りますが、名簿のところどうしても気になる点がありまして、試行4で実際にやられるところがあるということで、これは名簿を実際に使うということですね。この大田区内消防署の方は、使ってこの取り組みをやるということだと思っておりますが、それはそういうことですか。

【事務局】

大田区様は、名簿を使わせていただくことでご了承いただいています。

【伊東委員】

この名簿自体の、大前提の目的が災害時の要避難者の方のための名簿だという大命題がある中で、これはどうしても目的外使用になるわけです。やられることの趣旨に反するわけではなく、その趣旨と違うことで名簿を使うということは、どうしても区役所側や市役所側にとってはハードルが高いというのが今までの議論だったと思うのです。

ただ、それを乗り越えて提供するとしたところ、言える範囲で構いません、どういう理屈づけでこれは出すことになったのですか。おわかりになりますか。

【事務局】

各区市様に情報セキュリティ部門等があるというのは私たちも承知しておりまして、あまり細かいことまではこの場では差し控えさせていただきますけれども、ただ私どもがご相談をさせていただきまして、大田区の防災課の方、あるいは福祉の方、それと情報セキュリティの方3者にもご同席いただきまして、そもそも総合的な防火防災診断というものは、要配慮者の平常時の安全を図るものだというところのご理解をいただいた上で、大田区としてはそこまでの同意を得ても、平常時に使ってもいいと同意を得た人たちの名簿であれば

使えるだろうという判断をいただきまして、今回の実施に踏み切っております。

【伊東委員】

ということは、平常時にも使っているという同意を含めた名簿の情報収集だったということですね。

【事務局】

それと、補足して説明いたしますと、総合的な防火防災診断、当然平常時の火災とか防火のほうもあるのですが、当然、大規模災害時の対応、それらについても、指導と言ってはあれですが、私どもはお願いしているところがございますので、そういったところでもご理解は得られた。大規模災害時の趣旨にもつながるといったところではご理解いただいております。

【伊東委員】

わかりました。ありがとうございます。

【平田会長】

多分、名簿をとるときの目的の記述の表現とかだと思うので、そのところはぜひ今後歩み寄っていただけるといいかなと思います。

ほかにもございますか。

それでは、ありがとうございます。その他ないようですので、最後に事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局】

次回第5回の開催予定ですが、先ほど資料3でもお示ししたとおり、平成31年1月下旬ごろを予定しております。内容といたしましては先ほどの説明のとおりでございますが、試行事業の実施結果、また結果に基づく課題等について検討いただきたいと考えております。

詳細につきましては決定次第、別途ご連絡させていただきたいと存じ上げます。

次に、本日の議事録につきましては前回同様、作成次第各委員へご確認をお願いする予定ですので、あわせてよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【平田会長】

ほかにも、最後に皆様から全体を通じてご意見があったら承ります。

【鈴木委員】

先ほどの山崎委員の話だと思うのですが、防災の問題ですが、前の会議、関澤さんのときだったか、防災の協会のお話をして、そして普及に何とか方策を、という話があったのですが、そのときの持論といたしましては、私、全般的に全部の防災製品を、カーテンから布団から枕から全てにわたってやるというのもいいのですが、ある程度どれか1点に絞って、そしてそれを重点的に運動を起こして、そして数が出れば住警器と同じで安くなるから、そういう単価を下げないと、割高のものは誰も買わないという話をしたことがあります。

その後、全般的な防災製品の話についてはなくなったのですが、それについては将来的に

どういふもくろみが事務局にありますか。これはこれで、なしということで理解してよろしいですか。

【事務局】

防災製品につきましても東京消防庁といたしましても、そのときも今も変わらず普及促進ということで、我々も機会があるごとに各消防署からも積極的にそういう普及促進については指導といいますか、PRしてございます。

【廣井委員】

そういう意味では防災製品にしる何にしる、診断して終わりではなく、診断した後ももう少し安全にしたいというニーズがあったら、それに対してこういうものがありますという情報提供もあわせてしていただくといいと思います。

今回の試行でやる必要はないかもしれませんが、診断の結果と、私もこの前人間ドックに行ったのですが、ちょっと数値が悪かったので、ヨーグルトを食べてくださいとか野菜を食べてくださいということをお教えしてもらい、いま実行しています。なので診断して終わりではなく、プラスアルファの安全にするような、ガイドみたいなものをきちんとしてもらうようなそういう形で、多分その1つが防災製品とか住警器だと思うのですが、そういうプログラムにぜひしていただきたいと思います。コメントです。

【平田会長】

とてもいい意見をいただいたのですが、ぜひ一緒に考えて、やることはいっぱいあると思うのですが、お考えいただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、皆様ありがとうございました。これで本日の議題は全て終了しましたので、議事の進行を事務局にお戻しします。

【事務局】

皆様、長時間にわたりご意見ありがとうございました。何かご意見やご要望がございましたら、会場の場に限らず、いつでも事務局にご連絡をお願いしたいと存じ上げます。

本日は、まことにありがとうございました。